

令和6年12月17日
世田谷区

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

1 業務概要

(1) 件名：世田谷区立玉川小学校水泳指導事業委託

(2) 目的

玉川中学校温水プールを活用して世田谷区立玉川小学校（以下「当該校」という。）の水泳指導授業を実施し、児童の泳力向上を図ること。

2 指導の対象及び履行場所

(1) 対象

当該校（世田谷区中町2-29-1）

児童数661人（令和6年8月1日時点での令和7年度推計値）

内訳は下記の通り

学年	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	合計
児童数 (名)	99名	102名	109名	112名	131名	108名	661名

(2) 履行場所

玉川中学校温水プール（世田谷区中町4-21-1）

3 履行期間

契約締結の日から令和7年10月31日まで（予定）

※契約は単年度ごとに締結するものとし、令和8年度から令和11年度までの間についても、本事業に係る予算配当があること及び前年度の履行が良好であることを条件に、双方協議の上、引き続き同一の事業者と随意契約を締結できることとする。

4 業務内容

(1) 水泳指導時数

- ① 各学年（第1学年～第6学年）において、一学年あたり5回（1回90分間）の水泳指導等を行う。
- ② 90分間のうち、水泳指導の時間は60分間（準備・整理運動、点呼、その他指導に必要な説明を含む）とし、器具の準備・片付け等の時間は30分間とする。
- ③ 水泳指導の開始は、必要な更衣を済ませた児童がプールサイドに集合した時点とする。

④ 業務時間

午前8時30分～午後3時までのうち3回（1回あたりの業務時間数90分間、引率支援業務見込み時間数往復15分間）とする。左記の時間帯以外に業務を行う必要がある場合は、区と協議すること。

※上記15分間:3回のうち、1回水泳指導を行うために、引率支援をする時間が往復（神戸屋レストラン上野毛店前の信号のない横断歩道と玉川中学校の間）で15分。

（2）指導内容

①指導内容は、小学校学習指導要領解説体育編の内容を基本とし、当該校の年間指導計画を基に、当該校と受託者で打合せの上、決定する。

②指導にあたっては、指導内容及びその他留意が必要な事項について、当該校及び区担当課と事前の協議の上で実施すること。

（3）指導方法

① 児童を下記人数のグループに分けて、泳力別の指導を行うこと。

第1学年～第3学年：1グループにつき児童15名以下

第4学年～第6学年：1グループにつき児童20名以下

② 各グループには受託者において、水泳指導員を1名以上配置して水泳指導にあたること。

③指導にあたっては、児童の人権を十分に尊重、配慮した言動、態度をとることに特に留意し、指導にあたること。また、適切な指導を行うための研修を実施し、人材育成を行うこと。

（4）器具の準備等

① 指導の実施前及び実施後に、履行場所の玉川中学校が指定する方法で、昇降床の調整を行う。

② 指導の実施前及び実施後に、当該校及び履行場所の玉川中学校が管理する用具の準備と回収を、当該校の指定する方法で行う。

③ その他必要な事項については、東京都教育委員会通知「学校プールの衛生管理、安全管理等について」（昭和55年5月24日 五五教体保発第四二号）にならうほか、当該校及び履行場所の玉川中学校、区担当課と協議の上で行う。

（5）業務完了報告の提出

本件委託業務の履行にあたり、受託者は、1日ごとの水泳指導実施後に教員が作成する日誌（指導にあたった水泳指導と教員が、指導内容、指導を行ったグループ全体の総括として泳力別及び健康の状況等を記録する）を確認すること。ただし、受講児童の個人に関わる情報については、区は提供しない。また、受託者は、全ての水泳指導終了後、速やかに業務完了報告書を作成し、教育委員会教育指導課へ提出すること。

（6）引率支援業務

① 児童の行き帰りの徒歩移動において、受託者は教員による引率を支援するため、1名以上を配



置すること。

② 引率支援区間

神戸屋レストラン上野毛店（世田谷区中町 3－2 5－5）前の信号のない横断歩道から玉川中学校（世田谷区中町 4－2 1－1）までの区間

③ 集合時間

往路において上記の横断歩道での集合時間は各回業務開始時間の 10 分前とする。

④ 上記の内容以外で引率業務を行う必要がある場合は、区と協議すること。

（7）その他

①児童の安全管理、指導の実施に当たって、当該校の教員等 1 名以上を配置する。

②履行場所の水質管理は、当該履行場所の指定管理者が行う。

③本仕様書に定めがない事項は区担当課と協議し、決定する。

5 予定数量

30 回（一学年あたり 5 回）

6 実施時期 令和 7 年 6 月から 10 月末まで（学校の長期休業期間を除く）

7 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しないものであること及び同条第 2 項による措置を現に受けていないこと。
- （2）世田谷区の競争入札参加資格を有すること。
- （3）世田谷区から指名停止を受けている期間中でないこと。
- （4）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。
- （5）都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。（最新年度の納税証明書の原本を提出すること。）
- （6）令和 3 年度～令和 6 年度に他自治体の小・中学校における水泳指導の受託実績があること。
- （7）区が設置する本件選定委員会の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

※本件選定委員：

教育指導課長（委員長） 山本修史

教育指導課統括指導主事（副委員長） 品川泰崇

世田谷区立玉川小学校長（委員） 依田哲治

世田谷区立玉川小学校副校長副校長（委員） 小林太

教育指導課指導主事（委員） 山本圭郎

8 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。なお、提案書の審査の過程等で参加資格を有しないことが判明した場合は、その時点で審査対象から除外する。

9 提案書を特定するための評価基準

- (1) 本業務の趣旨を踏まえた取組方針であるか
- (2) 指導及びカリキュラムの内容（学習指導要領への理解、配慮が必要な児童への支援、児童の学年、泳力に応じたカリキュラム）は適切であるか。
- (3) 水泳指導員の採用方法・採用基準等（資格要件、経験年数、必要とする資質等）は適切であるか
- (4) 水泳指導員の研修体制・内容（学習指導要領への理解、配慮が必要な児童への支援）は適切であるか
- (5) 指導を実施するにあたって視点・工夫は適切であるか（学習指導要領への理解、児童の人権を尊重、配慮が必要な児童への支援、意欲を向上させ効率的な指導を行う手法）
- (6) 本業務の実施体制（教育指導課との連絡・連携体制、水泳指導員の配置・管理の実施体制、労務管理の体制）は適切であるか
- (7) 個人情報の保護に関する考え方・体制が整備されているか
- (8) 業務実施の計画（事業の開始準備及び事業実施についての計画）は妥当であるか
- (9) アピールしたい特徴として記載された内容は、特徴的かつ本業務実施にあたって効果が期待できるか
- (10) 受託経費見積は妥当か

10 手続き

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号

世田谷区教育委員会事務局教育指導課（東棟6階603番窓口）

電話：03-5432-2706 ファクシミリ：03-5432-3041

(2) 提案条件説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期 間 令和6年12月17日（火）から令和7年1月7日（火）まで
午前9時から午後5時まで（土・日曜日、祝日を除く）
- ②場 所 上記10（1）の窓口及び区ホームページとする。
- ③方 法 希望者に直接無償交付する。

(3) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

- ①提出期限 上記10（2）①に同じ。
- ②提出先 上記10（1）に同じ。
- ③提出方法 持参又は郵送（締切日必着、簡易書留に限る）による。

(4) 提案書の提出期限、提出先及び方法等

- ①提出期限 令和7年2月6日（木）午後5時まで
- ②提出先 上記10（1）に同じ。
- ③方 法 持参又は郵送（締切日必着、簡易書留に限る）による。

11 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 契約時に契約書の作成を要する。
- (4) 本業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定は無し。
- (5) 関連情報を照会するための窓口は、上記10(1)に同じ。
- (6) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (7) 事業者からの提出物は返却しない。
- (8) 区が必要と認める場合は、追加資料を求めることができる。
- (9) 特別な理由により審査の経過を秘匿する場合を除き、プロポーザル方式の透明性・公正性を確保する観点から、当該案件に参加を表明した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を区が公表することについて了承の上で参加させる。
- (10) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的とし、提案書の内容に区は拘束されない。
- (11) 詳細は、提案条件説明書による。